

映像制作者の権利と著作権法の最新動向

SNSやメタバースなどの新しい文化・技術の発展や頻繁な著作権法の改正により、映像制作者に関係する部分でも著作権法の実務は常に変化しています。今年度の著作権セミナーは、文化庁著作権課に出向して著作権法改正の企画立案を行い、また、現在も文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会の委員も務める澤田将史弁護士（三村小松山縣法律事務所）を講師にお迎えして、セミナーを開催いたします。映像制作者の権利と著作権法の最新動向について解説していただくとともに、皆様からお寄せいただいた著作権問題に関するご質問にお答えいたします。皆様のご参加をお待ちしております。

講師：澤田 将史（さわだ まさし）氏

弁護士 三村小松山縣法律事務所



<概要>

映像制作者の権利について、裁判例・契約実務から考える。SNSやメタバースにおける著作物の利用、最新の法改正など著作権法の最新動向を解説するとともに、アンケートを踏まえた著作権問題についての質問にも回答する。

-----プロフィール-----

三村小松山縣法律事務所パートナー弁護士。2011年早稲田大学大学院法務研究科修了 2012年弁護士登録。文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会 委員、「知的財産管理技能検定」技能検定委員。主要取扱分野として著作権法、特許法、商標法、不正競争防止法などの知的財産法関連案件、AI・データ関連案件、紛争案件等。著作として、『実務者のための著作権ハンドブック』（著作権情報センター、2022年）[共著]、『著作権法コンメンタール別冊 平成30年・令和2年改正解説』（勤草書房、2022年）[共著]、連載「著作権契約のツボ」コピーライト 2021年4月号（720号）～2022年3月号（731号）。

司会：藤本 俊介（ふじもと しゅんすけ）氏

映文連副会長（著作権委員会 委員長）
株式会社エネット 代表取締役社長



日時：2023年3月24日（金曜日）15:00～17:00
Zoomウェビナーにて開催

定員：200名（申込み先着順、満員になり次第締め切ります）

申込方法：別紙申込書に必要事項を記入の上、**3月17日（金）**までにメールまたはFAXしてください。

申込先：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町17-18 藤和日本橋小網町ビル7階

（公社）映像文化製作者連盟（TEL:03-3662-0236/FAX:03-3662-0238/info@eibunren.or.jp）

受講料：会員4,000円、一般5,000円（1名・税込）

主催：公益社団法人 映像文化製作者連盟